

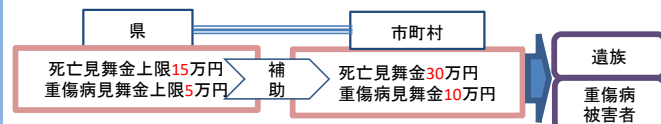
犯罪被害者等支援推進事業

① 寄添支援(負担軽減)の拡充

★被害者等の経済的負担を軽減

○市町村との連携による見舞金制度の実施

- ・見舞金を支給する市町村に対して2分の1を補助



- ・刑法犯認知に応じた見舞金支給とするため、警察署への周知活動を強化

○犯罪被害者等のための無料託児サービス

○「支援ノート」の活用による、被害者一人ひとりの 事情を踏まえた支援の実施

② 関係機関の連携強化

★市町村相談窓口強化を中心とした連携体制の構築

○「犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議」
の開催

- ・各市町村の好事例の発表など、市町村の統一的対応の推進等

○被害者等支援コーディネーター(1名)の設置

- ・市町村等からの相談対応、多機関連携の中核的役割

○「支援連絡調整会議」の開催

- ・途切れない支援体制の強化を行うため県、県警、関係市町村、早期援助団体による個別事案に対する支援内容を検討

③ 県民等の理解の増進

★県民全般へのより効果的な広報

県・市町村広報誌活用

大型ビジョン広報

- 二次的被害防止啓発リーフレットの増刷及び効果的配布

○ 事業者への周知拡充
(産業界向け広報誌
広告等)
商工3団体への啓発
依頼

経営者・事業主のみなさま

「犯罪被害者等の支援」について

県内でも様々な犯罪が発生しており、誰もが被害者となる可能性があります。
大切な従業員やそのご家族が、いつ犯罪に巻き込まれるかわかりません。
犯罪により多くの困難に直面している従業員に対して、できることを考えてみませんか。

知ってください！「二次的被害」

『二次的被害』とは、犯罪による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解やわからない言葉、インターネットを通りで行われる誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、日常生活の障害、経済的な損失等の被害をいいます。

- ・ 心情に反映しない言葉遣いや態度、異端な立ち振る舞い
- ・ 無愛想な噂の流布
- ・ 仕事上での配慮不足（異端が抱えることで仕事に支障がでる）
- ・ 口で言えないことに対する苦悶
- ・ 復讐による解雇（文藝が読み進められぬに似て見える）
- ・ 職場の他人関係に支障がでる

事業主のみなさまにできることは・・・

- 仕事上での配慮を十分にしましょう
- 偏見を持つことはやめましょう
- 休職制度について理解を深めましょう

犯罪被害者やそのご家族・ご遺族の苦しみが和らぐよう。
一人ひとりが理解し、社会全体で支え合っていきましょう。

大分県県民生活・男女共同参画課

(大分県消費生活・男女共同参画プラザ)

TEL 097-534-2062

〒870-0037 大分市東通日町1番1号 NS大分ビル内

創造おおいた掲載